

# 決済用普通預金(無利息型)

令和3年1月4日現在

商 品 名	決済用預金普通預金 決済用預金は、預金保険法第51条の2に定められている「無利息であること、要求払いができること、決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金で、預金保険制度において全額が保護されます。
販 売 対 象	法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入できます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできます。
利 息	無利息です。
税 金	お利息がつきませんので税金はかかりません。
手 数 料	キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
付 加 可 能 特 約 事 項	個人のもの、「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率)
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口(9時~17時、電話:0765-24-1916)までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間(9時~17時)に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、全額が保護の対象となります。 ・ 普通預金(または総合口座)から無利息型普通預金に変更までに付利する普通預金利息は変更日にお支払いします。

預-9